

高松市物品会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 4 2 号

高松市物品会計規則等の一部を改正する規則

(高松市物品会計規則の一部改正)

第 1 条 高松市物品会計規則 (昭和 3 1 年高松市規則第 2 3 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(保管及び責任) 第 2 6 条 略 2 前項の規定により物品を保管する者が、故意又は重大な過失により、保管物品を亡失し、又は損傷し、その他保管物品について市に損害を与えたときは、地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 9 の規定により、その損害を賠償しなければならない。	(保管及び責任) 第 2 6 条 略 2 前項の規定により物品を保管する者が、故意又は重大な過失により、保管物品を亡失し、又は損傷し、その他保管物品について市に損害を与えたときは、地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 8 の規定により、その損害を賠償しなければならない。

(高松市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部改正)

第 2 条 高松市賠償責任を有する職員の指定に関する規則 (平成 2 3 年高松市規則第 3 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。） <u>第２４３条の２の９第１項後段</u> の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為について当該各号に定める者とする。 （１）～（４） 略	地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。） <u>第２４３条の２の８第１項後段</u> の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為について当該各号に定める者とする。 （１）～（４） 略

(高松市下水道事業における賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部改正)

第３条 高松市下水道事業における賠償責任を有する職員の指定に関する規則（平成３０年高松市規則第２７号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。） <u>第２４３条の２の９第１項後段</u> の規定により規則で指定する職員は、下水道事業に関する次の各号に掲げる行為について当該各号に定める者とする。 （１）～（４） 略	地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。） <u>第２４３条の２の８第１項後段</u> の規定により規則で指定する職員は、下水道事業に関する次の各号に掲げる行為について当該各号に定める者とする。 （１）～（４） 略

附 則

この規則は、令和８年９月２４日から施行する。